

**交野市開発指導要綱に基づく事前協議の流れ**

**事前協議書の提出**



各課意見照会



事前協議に対する市の意見書の通知



**各課協議の開始**



**協議経過書・協議完了図面等提出**



協定書締結

**中間・竣工検査の申請**



公共・公益施設工事完了検査



**公共・公益施設寄付申込書の提出**

- ・事前協議書【様式第1-1号】を表紙で**12部**
- ・水道・消防協議書【様式第1-2号】を表紙で**2部**  
計**14部**を**開発調整課**へ提出

- ・〆日は**毎月10日、20日、月末の月3回**
- ※〆日の翌日に各課に意見照会を行います。

- ・〆日から**約2週間程度**で意見書を通知します。

- ・各課と協議をお願いします。
- ・協議経過を【様式第1-10号】に記載。
- ・協議内容を反映した図面を作成。

- ・【様式第1-10号】及び協議内容を反映した図面等を提出。
- ※その他各種必要様式添付
- ・2週間程度で内容の審査を行います。

- ・開発者と交野市で協定の締結を行います。

- ・【様式第8号】提出。
- ※工事前、工事中、完了後の写真を添付。
- ※寄付行為が伴う場合に限りです。
- ・関係課へ検査の依頼を行います。

- ・【様式第9号】の提出。
- ※抵当権抹消後の謄本を添付願います。



・・・申請者が行う部分

都市計画法に基づく開発許可申請の流れ

事前協議書の提出

- ・事前協議書【大阪府様式】を表紙で**13部**
- ・水道・消防協議書【様式第1-2号】を表紙で**2部**  
計**15部**を**開発調整課**へ提出

各課意見照会

- ・×日は**毎月10日、20日、月末の月3回**
- ※×日の翌日に各課に意見照会を行います。

事前協議に対する市の意見書の通知

- ・×日から**約2週間程度**で意見書を通知します。

大阪府へ  
事前協議書提出

各課協議の開始

- ・各課と協議をお願いします。
- ・協議経過を【様式第1-10号】に記載。
- ・協議内容を反映した図面を作成。

意見書の返却

法第32条協議書の提出  
協議経過書・協議完了図面等提出

- ・32条(正) 29条(副)・32条(副) 29条(副)
- ・29条(正)の**3部**を提出。
- ※【様式第1-10号】及び**協議内容を反映した図面等**を提出。
- ※その他各種必要様式添付
- ・提出日から3～4週間程度で内容の審査を行います。

協定書締結

- ・**開発者と交野市**で協定締結を行います。

32条の同意書・開発許可申請に関する調査報告書の発行

- ・協議の成立確認後、32条の同意、報告書の発行を行います。

大阪府へ29条の申請

- ・29条(正)・29条(副) 32条(副)を大阪府へ提出

開発許可

- ・大阪府が許可をします。

・29条・・・都市計画法第29条（開発行為の許可）  
・32条・・・都市計画法第32条（公共施設管理者の同意等）

・・・申請者が行う部分

参考3

都市計画法に基づく開発許可申請の流れ【市街化調整区域】

事前協議函書を大阪府へ提出

- ・提出先は大阪府審査指導課開発許可グループ  
※部数、日数等大阪府でご確認ください。



意見書の返却

- ・大阪府より「協議済印」 函書が返却される。



事前協議函書を交野市へ提出

- ・押印済の事前協議書【大阪府様式】を表紙で12部
- ・水道・消防協議書【様式第1-12号】を表紙で2部
- ・計14部を開発調整課へ提出
- ・×日は毎月10日、20日、月末の月3回
- ※×日の翌日に各課に意見照会を行います。



事前協議に対する市の意見書の通知

- ・×日から約2週間程度で意見書を通知します。



各課協議の開始

- ・各課と協議をお願いします。
- ・協議経過を【様式第1-10号】に記載。
- ・協議内容を反映した函面を作成。



法第32条協議書の提出  
協議経過書・協議完了函面等提出

- ・32条（正）29条（副）・32条（副）29条（副）
- ・29条（正）の3部を提出。
- ※【様式第1-10号】及び協議内容を反映した函面等を提出。
- ※その他各種必要様式添付
- ・提出日から3～4週間程度で内容の審査を行います。



協定書締結

- ・開発者と交野市で協定締結を行います。



32条の同意書・開発許可申請に関する調査報告書の発行

- ・協議の成立確認後、32条の同意、報告書の発行を行います。



大阪府へ29条の申請

- ・29条（正）・29条（副）32条（副）を大阪府へ提出



開発許可

- ・大阪府が許可をします。

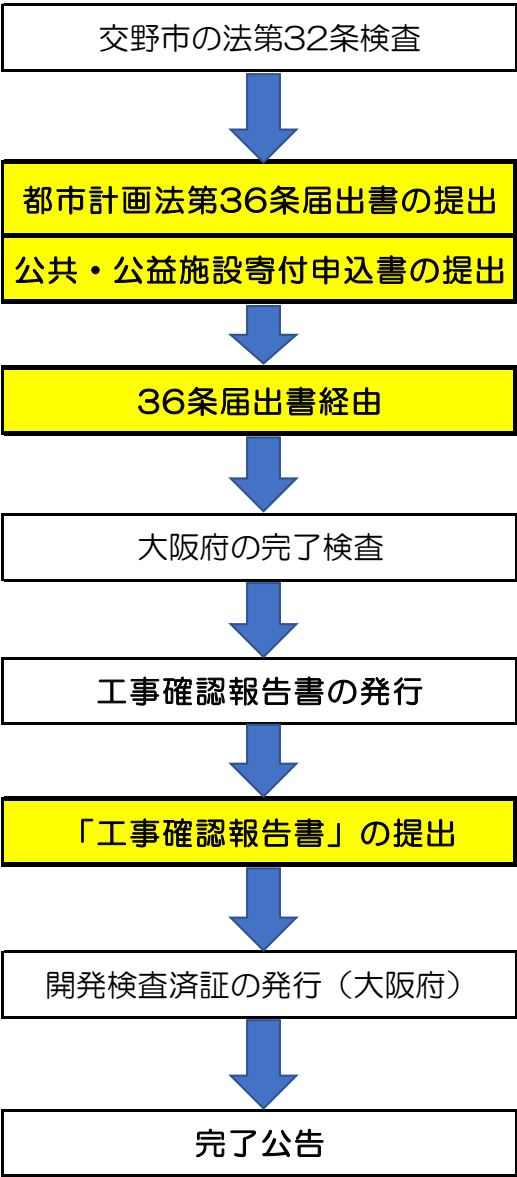
- ・29条・・・都市計画法第29条（開発行為の許可）
- ・32条・・・都市計画法第32条（公共施設管理者の同意等）



・・・申請者が行う部分

参考4

都市計画法第36条完了届出から開発検査済証までの流れ



※【様式第8号：竣工検査申請書】の提出。  
 ・後に公共・公益施設の管理する課が検査を行います。  
 ※開発調整課も立会います。

・2部提出。（大阪府用に1部：経由印押印返却します）  
 ※法第32条の検査に合格していないと経由は出来ません。

・公共・公益施設寄付申込書【様式第9号】提出。

・大阪府へ提出してください。

・大阪府が検査を行います。※開発調整課も立会います。

**「工事確認報告書」発行の主な条件**

- ・32条内容確認及び工事現場完了。
- ・公共・公益施設寄付申込書【様式第9号】提出。（※抵当権抹消後の謄本要）
- ・道路占用、道路使用、工事写真、竣工図面の提出。
- ・公共下水道接続協議工事完了届提出。
- ・汚水排水施設移管申請書提出。
- ・その他必要と認める書類の提出。

・所有権移転：完了公告の翌日を起因日として所有権移転。  
 ※交野市が所有権移転登記を行います。

・・・申請者が行う部分

**道路位置指定申請の流れ**

**事前協議書の提出**

- ・事前協議書【大阪府様式】を表紙で**13部**
- ・水道・消防協議書【様式第1-2号】を表紙で**2部**  
計**15部**を**開発調整課**へ提出

各課意見照会

- ・×日は**毎月10日、20日、月末の月3回**
- ※×日の翌日に各課に意見照会を行います。

事前協議に対する市の意見書の通知

- ・×日から**約2週間程度**で意見書を通知します。

**大阪府へ  
事前協議書提出**

**各課協議の開始**

- ・各課と協議をお願いします。
- ・協議経過を【様式第1-10号】に記載。
- ・協議内容を反映した図面を作成。

意見書の返却

**協議経過書・協議完了図面等提出**

- ・【様式第1-10号】及び協議内容を反映した図面等を提出。

協定書締結

- ※その他各種必要様式添付
- ・2週間程度で内容の審査を行います。
- ・開発者と交野市で協定の締結を行います。

**工事着手**

- ・協定締結後に工事着手

**位置指定（経由）申請を提出  
公共・公益施設寄付申込書の提出**

- ・正（大阪府）・副（市用）・副（控え）の**3部**提出。
- ※提出後**3週間程度**で正・副（控え）返却します。（経由印押印します。）
- ・公共・公益施設寄付申込書【様式第9号】提出。
- ※【様式第8号：竣工検査申請書】の提出。
- ・後に公共・公益施設の管理する課が検査を行います。
- ※開発調整課も立会います。
- ・正・副（控え）を**大阪府**へ提出。

大阪府の位置指定検査

**工事確認報告書の提出**

**「工事確認報告書」発行の主な条件**

- ・事前協議内容確認及び工事現場完了。
- ・公共・公益施設寄付申込書【様式第9号】提出。（※抵当権抹消後の謄本要）
- ・道路占用、道路使用、工事写真、竣工図面の提出。
- ・公共下水道接続協議工事完了届提出。
- ・汚水排水施設移管申請書提出。
- ・その他必要と認める書類の提出。

府検査済証の発行

- ・所有権移転：道路位置指定された日を起因日として所有権移転。
- ※交野市が所有権移転登記を行います。

…… 申請者が行う部分

参考6

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の流れ

事前協議書の提出

- ・事前協議書【大阪府様式】を表紙で**13部**
- ・水道・消防協議書【様式第1-2号】を表紙で**2部**  
計**15部**を**開発調整課**へ提出



各課意見照会

- ・×日は**毎月10日、20日、月末の月3回**
- ※×日の翌日に各課に意見照会を行います。



事前協議に対する市の意見書の通知

- ・×日から**約2週間程度**で意見書を通知します。



大阪府へ  
事前協議書提出

各課協議の開始

- ・各課と協議をお願いします。
- ・協議経過を【様式第1-10号】に記載。
- ・協議内容を反映した図面を作成。



意見書の返却



許可申請書の提出  
協議経過書・協議完了図面等提出

- ・**正・副（市用）・副（控え）**の**3部**を提出。
- ※【様式第1-10号】及び**協議内容を反映した図面等**を提出。



協定書締結

- ※その他各種必要様式添付
- ・提出日から**3～4週間程度**で内容の審査を行います。

- ・**開発者と交野市**で協定締結を行います。



許可申請に関する  
調査報告書の発行

- ・協議の成立確認後、**報告書の発行**を行います。
- ・**正・副（控え）**の**2部**を返却。



大阪府へ許可申請

- ・**正・副（控え）**の**2部**を提出。を大阪府へ提出



許可

- ・大阪府が許可をします。



・・・申請者が行う部分

※申請地が市街化調整区域の場合は、大阪府から事前協議を行います。